

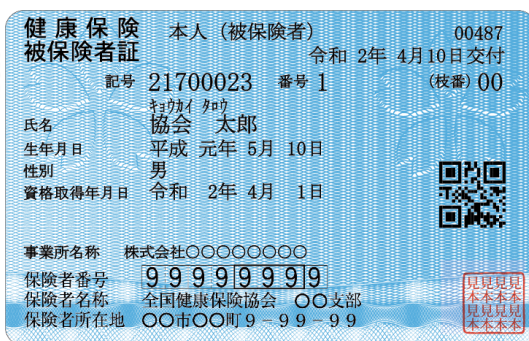
協会けんぽにご加入の皆さまへ

退職後は、保険証を事業主に

速やかに **返却** ください

保険証が使用できるのは

退職日までです。



- ご家族（被扶養者）がいる場合、ご家族の保険証も一緒に返却をお願いします。
- 退職日の翌日以降に保険証を使用された場合は、後日、協会けんぽ負担分の医療費（7～9割）を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

保険証の有効期間にご注意ください

会社で働く加入者本人（被保険者）

保険証が使えるようになるとき

- 会社に入社した日から

保険証が使えなくなるとき

- 退職した日の翌日から
- 75歳になった日から

被保険者のご家族（被扶養者）

保険証が使えるようになるとき

- 収入などの条件を満たし、被扶養者の認定を受けた日から

保険証が使えなくなるとき

- 就職等により被扶養者でなくなった日から
- 被保険者が退職した日の翌日から
- 75歳になった日から



全国健康保険協会 鹿児島支部

協会けんぽ